

KJS レポート 59

塗料販売店の悪質な非常識行為

(あなたは消費者に対するこのような背信行為を許せますか?)

今回のレポートは、建築物の外壁塗り替え工事等に際し、実際に行われている塗料販売店の非常識な行ないと業界の非常識行為についてレポートします。

既存建物のいわゆる外部(外壁)リフォームである塗り替えに際し、6年前にその塗り替えを行っていた建物につき、その家主よりクレームがあり調査を行ったところ、とんでもないことが明らかになりました。

その建物の外壁につき著しい劣化(斑点・チョーキング現象など)が発生しだしたのは塗り替えをして3年経った後半から4年目に入ったところからです。ちなみに4年経ったところからその劣化現象がはっきりとでてきて6年を過ぎた現在では近所で評判になるくらいの酷い状態でした。

原因を塗料メーカーに依頼して塗膜分析調査等を行った結果、劣化の著しい南面と西面については、通常の塗り厚(所要量)の1/3~1/2程度の厚さしか塗装されておらず、かつ、斑点が発生している側の北側と東側でも通常塗り厚の1/2~2/3程度の厚さしか塗装されていなかったのです。更に、その北側と東側面については成分検査の結果、本来契約した塗料とは違う他社の塗料成分が検出されました。つまり、北側と東側面については他社の塗料を混ぜて塗ったか、又は他社の塗料で上塗りをしていたこととなります。これは、典型的な手抜き工事であり、通常では考えられない他社塗料の混入がなされていたということです。

当該塗料メーカーの調査によれば、販売代理店の担当者が塗装業者の要請により現場施工中に塗料剤が足りないからという理由で他社の塗料を0.5缶搬入したことを罪の意識もなく言ったそうです。そして、尚且つ本来塗装するはずであった上塗りの塗料缶についても1棟あたり3缶程度必要なところ1缶(13.5kg)の納品記録しかなかったことも分かりました。つまり、1缶+他社塗料0.5缶で1棟を塗っていたことに加え、使用塗料の量と分析した過少塗膜厚との整合性が取れていることになるのです。“呆れて開いた口が塞がらない”とはこのことでしょう。

元請け者は納品時の検品・攪拌や加水量・温度管理・塗装状況・使用された塗料剤の量の確認・残塗料缶の処分等について確認しておく必要と責任があるのですから、それらがきちんとなされていなかったこととなります。当然、依頼者はその元請け者を信頼して発注していたのですから請け負った元請け者の重大な施工管理ミスです。

しかし、元請け者と下請け業者との信頼関係で塗料剤の発注や処分までを下請け者に任せている場合も多いのですが、今回の場合下請け業者と販売代理店の担当者（所長）が暗黙の了解のうえで搬入した又は搬入させたようですが、これまでも少し足りない時は他社の塗料剤を搬入していたようです。如何に施工管理をしても元請け者に分からないようにそのようなことをされれば、それを見抜くことは困難なことではありますが、やはり依頼者はその元請け者を信頼して発注していたのですから依頼者に対しては請け負った元請け者の重大な責任であることには違いありません。

当方がその販売代理店の所長へ聞き取りを行った結果、その所長が言うには・・・

元請け者が幾らで下請けに発注したのかにもよる。

*元請け者が下請けに発注する際、その下請け代金を安く叩いているのではないかと、元請け者側の責任もあるのではないかと言いたいのであろう。

自分が混ぜて持っていったが現場では混ぜたかどうかは分からない。

*足りないから持ってきてくれと言われれば中塗に他社メーカーの塗料を塗っていることを知っていたのだから混ぜて使おうとしていること等は容易に察しがつくことである。また、管理者の責任があると言いたいのであろう。

下地のモルタルの厚みが薄いからだ。

*モルタル壁の中性化現象が原因であると言いたいのであろう。その証拠に「4～5年経てばこの状態が普通ですよ」と言っていたが、その道のプロも含めて4年程度で誰もが異常な状態であると認めているにも関わらず、このようなことを言って責任転嫁をしようとしていること。それを言うのであれば、通常厚みの塗装をしているのであればそのような事も可能性として考えられるが、通常の1/3～1/2の厚みしか塗られていないのであるから、そのようなことは言えるはずがない。

何故、SK社の塗料を使って塗装していることを知っていながらRP社の塗料を現場に持っていったのかを尋ねると・・・

工期が無い時はしかたがない。現場を間に合わせる為にしたことだ。

*工期の件は、塗料販売代理店と下請業者が勝手に決めるものではない。天候が左右することもあるのだから、依頼者と元請負者で話し合っただけで決める（見直す）ことである。代理店が言う工期とは下請け職人達が現場を早く終わらせたいという勝手に決めた工期のことを言っているものと思われる。

急ぎの発注を受けた時にメーカーが休みだったようなときは販売店としては止むを得ないことだ。

*これまでもこのようなことを過去にもしてきたことを安に示唆しているが、このような考え方を持っているようであれば、重症すぎてコメントのしようがない。そもそも、全く罪の意識が無いからこそ安易に他社メーカーの塗料を現場に届けたこと

を関係者に話しているのです。

以上のことから推測されることは、

1. 「これで当たり前だ・仕方がない」という考えを持っているのだから、今後も今回のようなことをする可能性が非常に高いこと。
2. 今度は RP 社の塗料を塗装している現場に、SK 社若しくは他社の塗料を搬入してしまう可能性があること。全ては取引をしてくれる塗装業者の都合の良いようにすることだけを最優先に考えて行動する。

発注者である家主やオーナー、しいては元請け社までをも欺く姿勢である。如何に元請けが管理をしても、そして、最近では現場管理すらしない元請け会社が多いなかこのような考えを持っている販売代理店と塗装業者が手を組めば簡単には見抜けないでしょうし、増してや、一般の素人である家主やオーナー、そして経験の浅い現場監督などは簡単に誤魔化されてしまうでしょう。一番の被害者は消費者（家主やオーナー）なのです。

*元請けと発注者は他社塗料を混合するなどの契約をするはずがありません。発注者としてはその使用する製品につきどのような特徴（耐久性）や保証があるのか、その塗料を使用した場合の費用対効果などを勘案して発注契約をしているのですから、その品質自体が保証されないような契約をするはずがありません。上記のような事をすれば元請け者は重大な契約違反になります。

*依頼者に対して何の説明もせず、了解も取らずに塗料の混合をすることも契約違反です。また、依頼者自身がそのことを認めるはずがありませんし、元請けが了解するはずも有りません。

*塗料の混合又は同時期に他社塗料を上塗りするなどのことをしたならば、当該塗料メーカーは自社製品であってもその品質についての保証はしません。当然のことです。品質保証のないものを使用し塗装しても構わないなどという消費者（発注者）はいないはずです。

今回の問題について皆さんにも考えて頂きたいのは、塗装業者のプロとしてのモラルやデリカシーも当然問われますが、塗料販売代理店のしたことは消費者に対する背信行為なのです。耐震偽装や食品偽装と同じようなことではないでしょうか。

今回のように依頼者が著しい劣化事象について調査を依頼しなかったならば、恐らくこれらのことは発覚しなかったものと思われま。

一般的には“劣化や色あせが少し早いのでは”と思ってもまさかもシャブ塗り・異種塗料の混合や上塗りがなされているのでは？などと疑いを持つ人はまずいないでしょうし、そう思ったとしてもどのようにすればよいのか分からない方が多いと思います。

普通にクレームを言っても“これが普通ですよ”と言われてしまえば反論のしようがないというのが実情でしょう。しかし、今回のようにきちんと成分検査や塗膜厚の分析調査・出荷記録等によって不具合の原因等が特定されることもあるのです。

最後に社会や消費者に対する各塗料メーカーの企業倫理（モラル）について

今回の件は、当該塗料メーカーは招致しています。このようなことは氷山の一角かもしれませんが、発注者に対し分からなければ当たり前のように混合したものを現場に搬入する。又は使用することを知らないながら搬入する。先に記述したようなことを行っている販売特約店（代理店）が実在し特定されていることに対し塗料メーカー各社は何らの指導や手立てをしないのでしょうか。これからも同じ事を繰り返す可能性が高いのですから、消費者の皆さんに公表して、抑止に繋げていくべきだと思います。

各塗料メーカーもこのことを知らないながら容認するようなことがあれば、塗料メーカー自体も社会に対する企業モラルが問われるのではないのでしょうか。

住生活エージェント

KJS 九州住宅検査システム

代表 山崎亮一